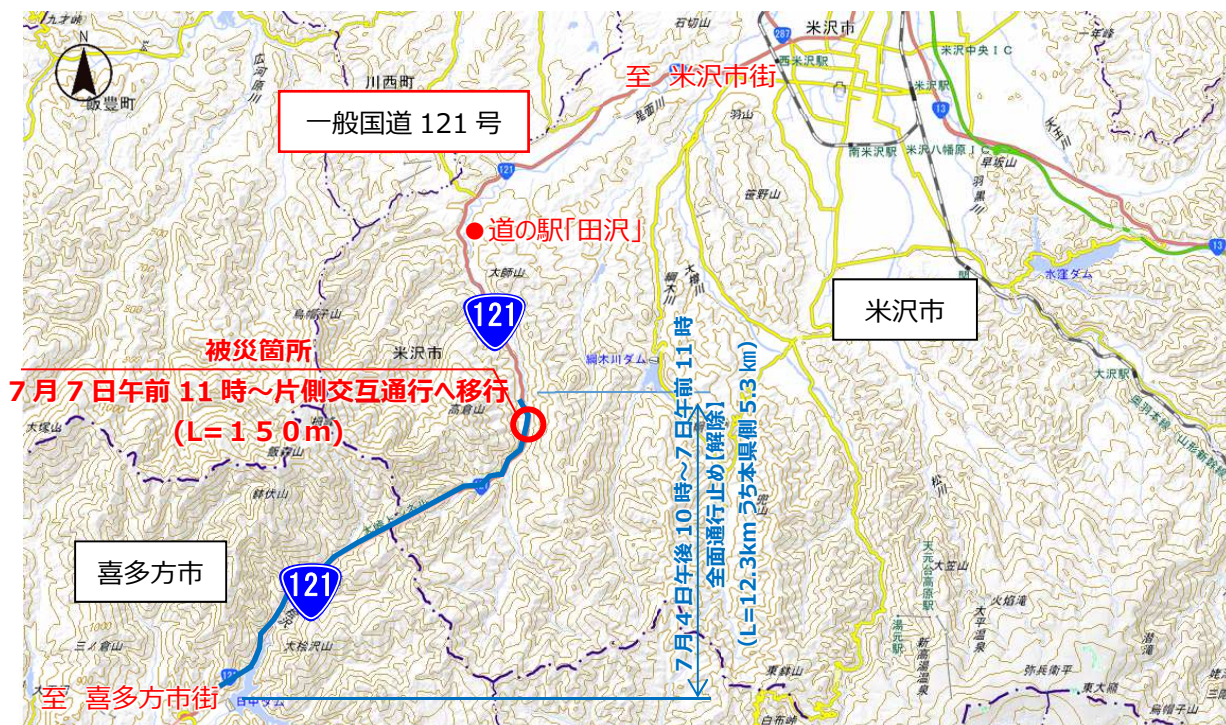


一般国道121号の全面通行止めから片側交互通行への移行について

今月4日（月）より全面通行止めを実施しておりました一般国道121号（米沢市入田沢地内）につきましては、現地調査等を踏まえ、片側交互通行が可能と判断したため、安全対策を実施したうえで、本日（7日）午前11時より片側交互通行に移行します。

なお、今後、地盤の変状などが確認された際は、再度、全面通行止めを行う場合があります。



1 移行の日時 令和4年7月7日（木）午前11時～

2 移行後の規制内容 片側交互通行 L=150m

3 安全対策

- ① 片側交互通行にあたっては、車線を山側の路肩に寄せるとともに、異常を感知するための観測機器を設置します。また、24時間体制で被災箇所の監視（監視員の配置）を行います。
- ② 地震や雨量による通行規制の基準を通常よりも厳しく設定して管理を行います。なお、全面通行止めを行う暫定基準は以下のとおりです。

地震：震度5弱以上（米沢市）観測した場合（震度4の場合はパトロール）

雨量：時間24mm以上、又は連続120mm以上（入田沢）を観測した場合

【問い合わせ先】

県土整備部道路保全課
課長補佐 竹俣 孝之
電話 023-630-2610

〔報道監〕

県土整備部次長 土屋 倫朗